慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	坂本正樹君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2019
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.92, No.6 (2019. 6) ,p.97- 108
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20190628-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

外交政策と植民地政策を総合して論じる本論文は、すでに触れてきたように従来看過されてきたいくつもの重要な側面に新しい光を当てている。

以上のように、本論文はイギリス外交史研究としての高い価値を持つ到達点であると同時に、国際政治学の研究としても数多くの示唆に富む優れた内容の研究であると評価し、審査委員一同は、本論文を博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するのに適当と判断する次第である。

二〇一九年二月二六日

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員・博士（法学）　細谷　雄一
副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員・博士（法学）　田所　昌幸
副査　関東学院大学国際文化学部教授　博士（史学）　君塚　直隆

坂本正樹君学位請求論文審査報告

坂本正樹君が提出した学位請求論文「アジアにおける米国の核不拡散政策――核兵器をめぐる国際秩序の模索と限界、一九六一―六八年――」は、一九六〇年代の核不拡散条約（NPT: Nuclear Nonproliferation Treaty）締結に至る米国の核不拡散政策について、アジア情勢との関係から再検討することで、当該期のアジア地域における米国の核不拡散政策の構想と展開を明らかにしようとする歴史研究論文である。

本論文は、序章、本編五章、終章および主要参考文献・資料あわせて一四六ページからなる。その一部については、既に坂本君が査読学術誌『法学政治学論究』に発表した論文や、米国外交史学会（SHAFR: The Society for Historians of American Foreign Relations）年次大会において行った研究報告を土台としている。これらについて大幅な加筆修正を行った上で、一つの論考としてまとめ直したものが今回提出された論文である。

一　論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

序　論
第一節　問題の所在
第二節　先行研究
第三節　研究の課題と分析の視角
第四節　構成と資料
第一章　米国と核拡散問題、一九四五―六一年
第一節　戦後初期における米国の核不拡散政策
第二節　アジア冷戦と核兵器
第三節　中国の核兵器開発計画
第二章　ケネディ政権におけるＰＴＢＴ交渉、一九六一―六三年
はじめに
第一節　米ソ核実験禁止交渉の文脈とケネディ
第二節　ＰＴＢＴ草案の形成
（一）　ソ連の核実験再開宣言
（二）　「脱退条項」案
第三節　危機後の核実験禁止交渉
（一）　交渉の座礁
（二）　「平和の戦略」演説
第四節　ＡＣＤＡ―九二一
第五節　モスクワ交渉とＰＴＢＴ成立
第六節　各国の反応
おわりに
第三章　「核兵器国」中国をめぐる米国の対応、一九六一―六五年
はじめに
第一節　中国核開発問題の浮上と核不拡散合意問題
第二節　軍事介入策とジョンソン報告
第三節　中国の核実験と米国の反応
第四節　ＮＰＴ草案における「核兵器国」の確定
おわりに
第四章　米国の核不拡散政策と日本、一九六三―六八年
はじめに
第一節　部分的核実験禁止条約をめぐる動揺
（一）　戦後日本における核兵器
（二）　池田政権と部分的核実験禁止条約
第二節　中国核実験の衝撃―二つの影響
（一）　日本核武装への懸念
（二）　日本に対する防衛力強化の要求

第三節　対日政策をめぐるジレンマ
第四節　ＮＰＴの「再検討」条項
おわりに
第五章　インドの「安全の保証」問題、一九六二―六八年
はじめに
第一節　核兵器をめぐる米印関係
第二節　中国核実験後の「インド核問題」の深刻化
（一）　トンプソン委員会報告
（二）　ギルパトリック委員会報告
第三節　「安全の保証」問題の検討
（一）　インド・米国両政府による声明案国連決議案
（二）　アジア核共有構想
（三）　ＮＳＡＭ三五五号
第四節　対ソＮＰＴ交渉におけるインドへの「安全の保証」の模索
（一）　米印関係の迷走とＮＰＴ
（二）　ＮＰＴ交渉下の「安全の保証」問題
（三）　安保理決議第二五五号とその限界
おわりに
結　論
参考文献

二　問題の所在と分析の視角

本論文が研究対象としているのは、一九六一年のケネディ政権成立から一九六八年のＮＰＴ締結までの米国の核不拡散政策である。一九六〇年代までに核拡散問題は米政権にとって極めて深刻な懸念の対象となっていた。一九四九年のソ連による核実験成功以降、核拡散の動きは、原子力に関する国際的な技術移転や、各国の経済成長とともに世界的な規模にまで拡大する危険性を有していた。そして核開発先発国である米国には世界的な核拡散への国際社会の不安に対して、重大な責任が課せられることになったのである。また、こうした国際社会からの道義的要請に加え、東西冷戦において西側同盟の核抑止体制を担う米国は、グローバルな核拡散から生じる安全保障上の脅威に対して、ひときわ大きな懸念を抱いていた。核兵器の破滅的な破壊力をどの国よりも認識していた米国は、無秩序な核兵器の拡散が拡大させる核戦争のリスクを何よりも恐れたのである。

とりわけ、一九六〇年代の米政権において重大な脅威として評価されたのが、中国の核兵器開発を端緒としたアジ

アの核拡散問題である。米ソ間の核不拡散交渉は当初西ドイツへの核拡散の懸念に端を発するものであったが、一九六〇年代に入ると、米国にとっての核拡散問題はアジア地域においてより深刻な課題として出現することになった。東西冷戦体制の定着と安定化とともに徐々にデタントの兆しを見せ始めた欧州とは対照的に、一九六〇年代のアジアにおいては米中対立を中心とする冷戦の抗争がその頂点を迎えつつあった。このため、アジアにおける冷戦対立が激化する中、米国は日本、インドといった潜在核保有国との関係に配慮しつつ、中国を中心に波及する核拡散連鎖の脅威に対処する必要に迫られたのである。したがって、激化するアジア冷戦の情勢下で進められた米国の核不拡散政策は、単にＮＰＴという制度作りだけでなく、同盟国との核の拡大抑止問題や同地域の安全保障問題と密接に結びついていた。

一九六〇年代の米国核不拡散政策に関する研究は、主としてＮＰＴ交渉をめぐる政治過程として分析されてきた。それらの研究は、核兵器国と非核兵器国の間の不平等に関する論争など、国連総会において展開された議論を中心に分析を行ってきた。こうした研究状況は、米国政府内の史料公開が進んだ一九九〇年代以降徐々に修正されることになった。史料公開によって、特に欧州における多角的核戦力（MLF: Multilateral Force）をはじめとする核共有構想とＮＰＴ交渉との間の緊張関係など、ＮＰＴという条約に収まらない米国の核不拡散政策の側面に光が当てられるようになった。

しかし、アジアにおける米国の核不拡散政策に関する研究は、依然として個別の国家の核兵器問題に関する分析に留まるものであった。こうした研究傾向の要因の一つは、同盟内の核兵器運用という共通の問題を抱えた欧州各国と比べて、アジア諸国の核拡散問題に対する米国政府の対応は、それぞれの国ごとに個別の手段をもって対応されてきたためと考えられる。だが実際には、米国のアジア諸国に対する核不拡散政策は、一九六〇年代以降に浮上した中国による核兵器開発という問題を中心に、対外政策における単一の課題に向き合うかたちで展開されていったと言ってよい。すなわち、米国はアジアにおける核拡散問題を「中国の核兵器開発によって引き起こされうる地域内における連鎖的な核兵器国出現の危機」として捉えており、こうした懸念の下で個別の潜在核保有国への核不拡散政策を進めていったのである。このような実態を明らかにするために必要な、個別の国家に対する核不拡散政策を統合して分析

する視点がこれまでの研究では未着手のままであった。

加えて、これまでの核不拡散政策に関する研究の大きな傾向として、核不拡散政策と他の政策目標との緊張関係に十分な光が当てられてこなかった側面が指摘できる。核拡散問題に対する米国の懸念は核兵器が出現した第二次世界大戦直後から既に存在していたが、そうした懸念は、一九六〇年代に入り「潜在核保有国」とみられる国家が急速に増加したことで、深刻な政策課題として政府内で議論されるに至った。しかし、そうした政策議論において問題となったのが、既存の国家安全保障政策である冷戦戦略との緊張であった。東西陣営を基本に東側からの脅威への対応というかたちで形成された冷戦戦略に対して、核不拡散政策はグローバルな核兵器拡散の脅威に対処することを目的としていた。そのため、二つの方針は、しばしば米国の異なる国益を反映して衝突することになったのである。こうした「戦略」間の緊張がどのように展開したのかを分析することは、これまで十分に意識されてこなかったと言えよう。

以上のような一九六〇年代の米国の核不拡散政策に関する研究動向をふまえて、坂本君の論文では次の課題が追及されている。第一に、これまで個別の研究に留まってきたアジア各国の核拡散問題とこれに対する米国の政策を中国の核兵器開発の脅威を中心とする核拡散問題という統合的な視点から再検討し、米国がアジアにおいてどのような核兵器秩序を形成しようとしたのかを明らかにすること、第二に、核不拡散政策と冷戦戦略の間の緊張関係を明らかにすること、最後に、アジアにおける複数の潜在的核保有国への核不拡散政策を分析することで、一九六〇年代の米国による核不拡散政策がいかなる認識に基づいて、どのような手段を用いて展開されたのかを明らかにすることである。

三　論文の内容

第一章「米国と核拡散問題、一九四五―六一年」では、研究の対象時期に至る前史として第二次大戦後からの米国の核拡散問題への取り組みを明らかにし、一九六〇年代初めの段階において米国の直面した核拡散問題の背景について説明している。第二次大戦を経て世界で唯一の核兵器国となった米国は、核拡散を防止するために様々な試みを検討したけれども、そうした試みの多くは、冷戦対立の深刻化と共に失敗に終わり、核不拡散政策に関する議論も一時その優先度を後退させることになった。

一方で、アジアでは冷戦対立において核兵器の存在がそ

の重要性を高めることになっていた。とりわけ、朝鮮戦争や二度の台湾危機を通して、中国は米国からの核の脅威への懸念を大いに高めた。こうした中で、中国はソ連の協力を受けて独自核兵器能力の獲得を進めていくことになる。そして、そうした中国の動きは、同じく欧州で台頭していた西ドイツへの核拡散の懸念とともに、米政府内で核不拡散政策の議論を再燃させることになる。本章では、ことにこうした冷戦構造の変遷にともない、核拡散問題が米国にとってどのような問題として浮上したのかについて明らかにしている。

第二章「ケネディ政権におけるＰＴＢＴ交渉、一九六一―六三年」では、一九六三年八月に締結された部分的核実験禁止条約（PTBT: Partial Test Ban Treaty）の交渉過程について、米国ケネディ政権の核不拡散政策の枠組みから分析がなされている。

ＰＴＢＴは、核兵器をめぐる国際情勢が著しく変動した一九六〇年代以降、米ソ二国を中心に成立したさまざまな核軍備管理協定の嚆矢とされる。これまで、ＰＴＢＴは冷戦期における米ソ協調の「象徴」として評価される一方、核拡散問題の文脈においてはドイツ非核化との関連から限定的に議論されることがほとんどであった。しかし、本章における分析からは、ＰＴＢＴ締結に対するケネディ政権の姿勢の異なる側面が指摘されている。大気中放射性物への国際批判の高まりや中国核開発計画の進行にともない、ケネディ政権内では欧州にとどまらない、世界的な核不拡散秩序の形成が重要視されるようになっていった。この結果、米ソ協調の下での核実験禁止条約の締結はケネディ政権の核不拡散政策における主要課題となったのである。

世界規模で核拡散の脅威が広がる中、有効な核兵器秩序を構築することは容易な作業ではなかった。中国やフランスといった重要国の核実験禁止条約への参加の見込みが希薄となる状況において、米国は条約の「脱退条項」を「第三国による核実験」と結びつけることで、条約不参加国にまで一定の影響力を及ぼす方策を模索していくようになる。こうした考え方は、東西両陣営の内部において各同盟国が米ソの指導から独立した動きを見せるようになる中で、国際的な核兵器秩序を構築するための要石となったのである。その意味で、ＰＴＢＴは単なる米ソ協調の「象徴」以上に、米国による核兵器秩序形成の嚆矢としての価値を有していたと言える。

しかしながら、こうした米国の狙いはソ連との間の相互不信や核軍備管理交渉における思惑の相違により、長い交

渉過程を要することになる。とりわけ一九六一年八月の核実験再開にみられるようなソ連の行動は、米国側の対ソ不信を募らせることとなり、交渉の進行に対する大きな障害となったのである。最終段階となった一九六三年八月のモスクワでの高官会談においても、「脱退条項（withdrawal clause）」問題は米ソの間で最大の論点となった。結果として米国草案の「脱退条項」はソ連側への歩み寄りにより一定の修正を迫られることになったが、その条文はＰＴＢＴの最終草案においても維持され、条約外の国家を牽制するという米国の意図を反映する役割を担うことになった。本章では、ＰＴＢＴ交渉の過程を米国の視点から再考することで、以上のような米国の意図を明らかにすることを試みている。

第三章「『核兵器国』中国をめぐる米国の対応、一九六一―六五年」では、国際的な核不拡散体制の形成を進める米国が、新たな「核兵器国（NWS: Nuclear Weapons States）」として台頭する中国に対してどのような評価と対応を行ったのかが分析されている。

一九六四年一〇月一六日に中国が最初の核実験に成功するまでの間、米政府内では中国の核実験に対してこれを阻止する方策やその影響を抑制する方策が様々な角度から検討された。中国の核兵器保有が米国にとって容認し難いことであったのは、米国への敵対姿勢によるところも当然あったが、それ以上に米国が懸念していたのは、中国の核兵器が他国の核兵器開発を連鎖的に導く可能性という核拡散の問題であった。このため、中国が核実験に成功した一九六四年一〇月以降も、ＮＰＴ条文上において「核兵器国」として中国を認めることは、米政府にとって安易に決断できない事案であった。にもかかわらず、なぜ、そしてどのような検討過程を経て、米国は最終的なＮＰＴの草案において「核兵器国」としての中国を認めるに至ったのか。本章ではこうした問題に答えるために、ＮＰＴ草案における「核兵器国」と「非核兵器国」を定める文言の形成過程における米政府内の検討を再整理している。

第四章「米国の核不拡散政策と日本、一九六三―六八年」では、核不拡散政策を進める上で「同盟国」日本に対して米国がどのような政策を展開したのかについて再考する。

大戦後、日本は一貫して核兵器廃絶の立場をとってきたが、一九六〇年代は政府内外における核武装論の台頭やＮＰＴ参加問題等、そうした姿勢に少なからぬ動揺が見られた時期だった。米国にとって、日本は核不拡散政策におけ

る信頼できるパートナーとして期待されていたが、日本の立場は米国が考えるよりも複雑なものであった。とりわけ、核保有国と非核保有国の境界を明確化するＮＰＴは、高度経済成長を経た日本にとって、単に独自核武装という選択肢を捨てるだけでなく、先進国グループへの仲間入りの道を断念する道のようにも映ったのである。こうした事情から、ＮＰＴ交渉における日本の姿勢は当初の米国の期待に反して米国への協力的姿勢を欠いたものとなったのである。

ＮＰＴ交渉をめぐる日米関係については既に優れた先行研究が存在するが、史料的な制約の関係上、これまで米国側の政府内での認識や検討について一次史料を用いた十分な検証を行うことは容易ではなかった。本章では、上述のような核兵器に対する日本の相反する姿勢を踏まえて、米国がどのように日本の姿勢を分析し、ＮＰＴへの参加や米国の核不拡散政策への協力を模索したのかが改めて検討されている。

第五章「インドの『安全の保証』問題、一九六二―六八年」では、ＮＰＴ締結に至る過程において米国にとって大きな問題として浮上したインドに対する核の「安全の保証」について分析がなされている。

一九六四年一〇月に中国が初の核実験に成功すると、米政府内ではこれが中国の周辺国、ひいては世界的な規模での核拡散を招く危険性があるという懸念が高まり、国際的な核不拡散合意を成立させることと、潜在的な核保有国への個別の対応の双方が喫緊の課題となった。こうした懸念の対象としてもっとも注目された国家が、米国の「友好国」であるインドであった。

ソ連との間で交渉が進められていたＮＰＴへのインドの参加を図る上で、核兵器開発の可能性を放棄する対価としてインド政府が求めたのが、中国の核の脅威に対する信頼性のある「安全の保証」であった。冷戦対立において非同盟中立主義を貫くインドに対して、いかなる形式で信頼性のある「安全の保証」を提供できるのかという問題をめぐり、米政府内でさまざまな方策が検討されることになる。最終的に米政府が選んだのは、安全保障理事会決議によって、核攻撃や核の脅しを受けた非核保有国に対して核保有国が共同で責任と義務を負うと宣言する方法であった。しかしながら、インド政府はこの対応に納得しなかった。一九六八年五月、ＮＰＴの締結に合わせて、安全保障理事会決議第二五五号が採択されたが、インドは非常任理事国としてこの決議を棄権し、現状におけるＮＰＴへの不参加を表明したのであった。

インドに対する「安全の保証」をめぐる米政府の対応は、これまでいくつかの先行研究において言及されてきたが、それらは米政府内において議論された「安全の保証」をめぐるさまざまな選択肢が、いかにして最終的に安全保障理事会決議という方策に至ったのかについて十分に説明しているとは言い難い。また、核不拡散政策研究という側面においても、潜在的核保有国への安全保障の供与という問題は、これまで十分な光を当てられてこなかった。このような現状に鑑み、本章では、米政府の公刊・未公刊史料に基づき、一九六〇年代後半の核不拡散政策の取り組みの中で米政府がどのようにしてインドに対する「安全の保証」という問題を検討しこれに対応したのかについて分析を行っている。

四　論文の評価

本論文は次に示すようないくつかの点で、研究上の意義を持つものと評価できる。

第一の意義は、一九六八年のＮＰＴ締結に至る米国の核不拡散政策をアジア情勢の点から分析したことである。既述のように、本論文では、これまで中国、インド、日本といった潜在核保有国に対する個別の政策分析に留まってきたアジアにおける米国の核不拡散政策研究を、「中国の核兵器開発によって引き起こされうる地域内における連鎖的な核兵器国出現の危機」への対処という統合的な視点から再構成する試みがなされている。核拡散問題という脅威は、個別の国家に関する「点」の脅威ではなく、連鎖的に拡大する「面」の脅威として当時の米政府から認識されていた。そうした当時の認識に即した分析視角を設定することで、個別の国家に対する政策の分析のみでは見出せない知見を提供することに成功している。たとえば、第五章において描かれたインドへの核の「安全の保証」をめぐる米政府内の議論では、インドに対して地域内における中国の核の脅威への抑止力を代替するための様々な方策が議論されているが、それはインドに対する核不拡散問題が議論される中においても、中国の核脅威が常に米政府当局者の大きな懸念の対象であったことを示している。こうした政策議論の実態は、対インド核不拡散政策だけでなく、より包括的な米国の核不拡散政策に関する視角の設定によって初めて明らかにされたと言えよう。

第二の意義は、核不拡散政策をアジア地域における米国の政策検討過程という文脈において分析することで、戦後の米政府にとっての主要な安全保障戦略であった冷戦戦略

との緊張関係の様相を描いた点である。核拡散問題とは、東西冷戦という安全保障上の大きな脅威に米政府が向き合う中で、異なる性質を持った脅威として浮上した問題であった。東西両陣営に分かれて「敵」と「味方」について一定の線引きが存在した冷戦対立と違い、核拡散の脅威は全世界的に拡大する脅威であり、その対抗手段である核不拡散政策は本質的に冷戦戦略とは摩擦の生じる関係にあった。こうした緊張関係の中で米国の核不拡散政策を描くことで、本論文はこれまでの研究で十分に描かれてこなかった政策同士の間の衝突と優先順位の決定過程を剔抉することに成功している。

第三に、ＮＰＴ締結に至る米国の核不拡散政策の過程をたどる本論文は、これまでの研究とは異なる意味でのＮＰＴの起源を明らかにしている。ＮＰＴは、その第九条第三項において、米ソ英仏中の五カ国を「核兵器国」とし、それ以外の国家を「非核兵器国」と定めることで、核兵器に関する国際秩序の基盤を形成した。しかし、その文言は直接に五カ国を名指しするのではなく、「一九六七年一月一日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国」というある種間接的な表現で定義されている。本論文では、こうしたＮＰＴの文言の背景に存在する一九六〇年代後半の核拡散問題をめぐる米国の苦悩に焦点をあてている。すなわち、ＮＰＴによる核兵器に関する国際秩序の形成にあたり、米国は当時核実験を行ったばかりの中国の「核兵器国」としての地位を受け入れることを苦渋の末に決断したのである。

事実上の米中戦争であった朝鮮戦争以来、米国が東アジアにおいて呵責なく追求していた軍事的な威嚇による中国封じこめ政策、さらに一九五〇年代から六〇年代にいたる様々な米中間の紛争、加えて米国の地上軍によるベトナムへの介入にいたる緊迫する東アジア情勢を前提とすると、敵としての中国を、核兵器についての国際秩序の担い手として受け入れる決断は尋常ならざるものであった。また、中国の核兵器保有が実現する前後の時期において、しばしば米ソ連合の、あるいは米国単独で中国の核能力を予防的軍事力行使によって排除する選択肢が真剣に検討されていたことを顧みればなおさらのことである。しかしながら米国は、核兵器を持ってしまった中国を、将来の核不拡散体制に組み込む可能性を見通しつつ、「核兵器国」として受け入れることを可能にする枠組みを形成したのである。

一九七〇年三月に発効したＮＰＴによって核不拡散体制が成立した。さらに一九七一年に安全保障理事会を含む国

連における中国代表権は中華人民共和国に移行し、冷戦終結後の一九九二年に中国はＮＰＴに加盟した。こうしてＮＰＴ加盟国から「正統性」を付与された「核兵器国」五カ国が安保理常任理事国五カ国となった。この道筋は、実に一九六五年の米国の決断が起源となっていることを明らかにしたことは、本論文のきわめて大きな意義であると言えよう。

以上のような意義の一方で、本論文にはいくつかの課題も存在する。

第一に、本論文はこれまで独立して分析されてきたアジアにおける個別の国家に対する米国の核不拡散政策を、統合的な視点から見直すことに一つの研究意義を置いているが、それは同時に歴史叙述の面で問題を招くことになっている。第三章から第五章にかけて描かれる中国、日本、インドという個別の国家に対する米国の核不拡散政策の分析は、一九六四年一〇月の中国による核実験を起点としたほぼ同じ時期を対象としている。その結果、必然的に同じ出来事の描写が繰り返されることになるのだが、こうしたやや冗長な論文構造が、本論文の記述における一種の弛みとなってしまっていることは否めない。米国の核不拡散政策を個別の国家を対象とした「点」の政策ではなく、地域全体への「面」の政策としてとらえるという試みは野心的だが、全体としての歴史叙述のまとまりを如何に確保するかという点には課題が残っている。

第二に、主として米国の史料に基づいて分析を行った本論文は、米政府内の政策決定過程に関して詳細な説明を提供する一方で、カウンターパートであるソ連や中国、インド、日本の認識についてはほぼ最低限の描写に留まっている。これは、米国の核不拡散政策を分析するという研究目的に沿ったものである一方で、ＮＰＴ成立過程のように国家間の合意形成が極めて重要となる歴史過程においては、こうした片面的な描写の限界はより大きな問題を孕むものとなる。とりわけ、それは一九六〇年代の米国の核不拡散政策に対する本論文の最終的な評価の曖昧さにもつながっていると考えられる。本論文で描かれる米国の核不拡散政策は、最終的に対象国に対し十分な強制力を持たないまま、間接的な影響の行使というかたちで対象国の核開発を抑制しようとした。それはたとえば第五章において描かれるインドへの「安全の保証」の提供が典型的である。こうした政策の影響力の成否を評価するためには、対象となった相手国側がそれをどのように受け止めたかという点に関する分析が重要となる。しかし、米国側からの分析に留まる本

論文では、米国側が政策に込めた意図に関して明らかにする一方で、その政策が最終的に相手国の行動をどのように変更させたのか、あるいは変更させることができなかったのかという点について、十分な分析はなされていない。このように、本論文で政策の「対象国」となった側の実態を明らかにすることは、残された大きな課題と言えよう。

最後に、分析対象とする期間に関しても問題が残る。本論文は米政府内において中国の核兵器開発問題への懸念が本格化する一九六一年からＮＰＴの成立する一九六八年までを分析の射程としている。しかし、特に日本に関しては、一九六八年以降もＮＰＴをめぐる議論が継続し、結果としてＮＰＴ批准は一九七〇年代に入ってからのこととなる。本論文の主要課題はアジアにおいて米国がどのような核兵器に関する国際秩序を形成しようとしたのかということだが、インド、日本の核開発に対する姿勢の帰趨が完全に定まらない一九六八年の段階で分析を止めることが適切であるかどうかについては議論のあるところであろう。

五　結　論

上記のような問題点も抱え、将来の課題も残っているが、坂本君の本論文は、一九六〇年代のＮＰＴ締結に至る米国の核不拡散研究において、そしてより広く冷戦史研究や軍縮・軍備管理政策研究の領域において、学界に優れた貢献をなしたことに疑いはない。

したがって審査員一同は、本論文が、博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するに十分値するものと判断し、その旨を法学研究科に報告する次第である。

平成三一年二月二七日

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員・法学博士　赤木　完爾
副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員・博士（法学）　田所　昌幸
副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員・博士（法学）　細谷　雄一